

令和2年5月7日

利用者・ご家族・関係機関の皆様へ

緊急事態宣言の期間延長を受けて

特定非営利活動法人

たま・あさお精神保健福祉をすすめる会

当法人では緊急事態宣言の期間延長を受け、5月6日までとしていた支援内容の変更を、一部緩和しながら、当面の間(緊急事態宣言終結まで)継続することといたしました。一日も早い終息を祈りつつ、利用者様の安全確保と健康維持を支援してまいります。

具体的な変更方法(一部緩和策含む)については、事業所ごとにご説明申し上げます。

理事長 三橋良子